

仕 様 書

1 業務の名称

長浜市ハッピー子育て事業業務

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

3 目的

妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師、保健師、理学療法士等の医療専門職による相談支援や交流の場を設け、心身のケアや育児のサポート等を行うことで、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、母親及び父親が安心して子育てができることを目的とする。

4 対象者

- (1) 長浜市に住民登録のある妊婦
- (2) 生後12か月未満の乳児と乳児を養育する父・母（乳児、父・母ともに長浜市に住民登録のある者に限る）
- (3) その他市長が必要と認める者

5 事業の内容及び実施方法

事業の内容は、次のとおりとし、6に規定する要件を満たすハッピー子育て事業者（以下、「事業者」という。）に委託し実施する。

- (1) 助産師等の医療専門職が妊産婦の自宅訪問等の方法により実施する個別相談（60分以上）
- (2) 妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援等
- (3) 心身のケア、育児サポート等
- (4) 保護者同士の情報交換、交流に関すること（複数人を対象に90分以上）
- (5) 事業実施における基本的な感染予防
- (6) その他、事業の目的を達成するために必要な保健指導

6 事業者の要件

事業者は次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 事業の従事者は助産師、保健師、理学療法士等の医療専門職とし、5に規定する内容を行う実施体制が確保できること。
- (2) 事業を安全かつ快適に提供できる場所を長浜市内で確保できること。（市外で事業を実施する場合は市と協議のうえ、実施の可否を決定する。）
- (3) 市が指定する研修に参加すること。
- (4) 納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

7 利用券の交付

- (1) 事業を利用しようとする者は、ハッピー子育て事業利用券（ハッピー子育てチケット）交付申請書兼受領書（様式第1号）を市に提出する。
- (2) 市は、(1)の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ハッピー子育てチケット（様式第2号）を交付するものとする。
- (3) 利用券1枚当たりの額面は、1,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、対象の児1人につき2枚を母子手帳発行時に妊婦に対し交付するものとする。また、生後12か月未満の児が転入した場合は、養育する父又は母に対し、対象の児1人につき2枚を交付するものとする。

8 利用券の使用

- (1) 利用券の交付を受けた妊婦又は父・母は、事業利用時に、事業者利用券を提出するものとする。
- (2) 利用券は、対象の児が生後12か月に達する1日前までの期間に限り使用することができる。ただし、1開催事業につき利用券1枚を使用することとする。
- (3) 利用券の交換、譲渡及び売買を行うことはできない。

9 実施報告及び委託料の請求

- (1) 事業委託料は、利用券1枚につき1,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (2) 事業者は、ハッピー子育て事業実施報告書兼請求書（様式第3号）に利用券を添えて、翌月の10日までに市へ請求するものとする。
- (3) 市は、(2)の請求があったときは30日以内に事業者に対し委託料を支払うこととする。

10 守秘義務・個人情報保護

事業者は、業務上知り得た情報を第三者（関係業界や団体を含む。）に漏らしたり、開示してはならない。また、本業務遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本契約終了後においても同様とする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項で、本事業を適性かつ円滑に実施するため必要と認められる事項は、双方協議のうえ決定するものとする。